

論文の内容の要旨

氏名：外塚 果林

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

論文題名：刑事訴訟における事実誤認の審査に関する一考察

1. 本研究は、刑事訴訟における事実誤認の審査方法について一考察をなすものである。事実誤認の審査方法について一考察をなすということは、すなわち、上訴審が、第一審判決のどの箇所を「論理則・経験則」違反（もしくは、論理則・経験則「等」違反）と判断したかという考察に他ならない。そこで本研究では、判例研究を重視し、判例研究から導かれる最高裁判決のメッセージにできるだけ忠実な理論構成を目指したものである。なお、本研究では、第一審判決の「有罪」を上訴審で「無罪」とすることを「有罪破棄」、第一審判決の「無罪」を上訴審で「有罪」とすることを「無罪破棄」という。また、有罪であることを推認しうる事実を「有罪仮説」、無罪であることを推認しうる事実を「無罪仮説」という。

2. 近時、最判平成24年2月13日刑集66巻4号482頁（以下、「チョコレート缶事件最高裁判決」という）において、「控訴審が第一審判決に事実誤認があるというためには、第一審判決の事実認定が論理則・経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である」という判断がなされたことに注目が集まっている。同最高裁判決については、上訴審が事後審であることを確認したものであり、上訴審で第一審判決を破棄するのであれば、第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘すべき¹（以下、「多数説」という）という理解が一般的である。そこで、同最高裁判決の意義を理解するために、上訴審が第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘したという「積極事案²」を分析³し、どのような場合であれば「論理則・経験則」違反を具体的に指摘したといえるかを検討した。また、同最高裁判決は、控訴審の有罪を破棄しており、控訴審との関係では「有罪破棄」事案にあたる。そのため、同控訴審判決とは異なる「有罪破棄」を分析⁴し、「有罪破棄」と「無罪破棄」との間にどのような違いがあるか⁵を検討した。

その結果、第一審判決に重大な「論理則・経験則」違反がある場合であれば、上訴審は、第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘することができるということが分かった。重大な「論理則・経験則」違反とは、第一審判決における【無罪仮説】が、証拠上導けないことをいうものである。また、有罪破棄の場合、第一審判決に重大な「論理則・経験則」違反があるとはいえず、それゆえ、第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘できない場合であっても、上訴審は、第一審判決に「合理的疑い」があることを指摘できればよい⁶ということが分かった。

3. 以上のことをふまえると、チョコレート缶事件最高裁判決は、有罪破棄、無罪破棄に関わらず、上訴審の段

¹ 酒巻匡『刑事訴訟法』（有斐閣、2015年）462頁～463頁など。また、多数説から派生した説として、原田國男「事実誤認の意義—最高裁平成24年2月13日判決を契機として—」刑事法ジャーナル33号（2012年）37頁～43頁、井戸俊一「刑事控訴審における事実誤認の審査方法について」判例タイムズ1359号（2012年）63頁～74頁などがある。

² チョコレート缶事件最高裁判決は、上訴審判決（同事件の場合は控訴審判決）では、第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘したとはいえないと判断した「消極事案」である。

³ 具体的には、最決平成25年4月16日刑集67巻4号549頁、最決平成25年10月21日刑集67巻7号755頁を分析した。

⁴ 具体的には、最判平成21年4月14日刑集63巻4号331頁、最判平成23年7月25日判時2132号134頁、最決平成26年7月8日判例タイムズ1407号75頁、最決平成28年3月18日裁時第1648号102頁を分析した。

⁵ 福井厚『刑事訴訟法講義〔第5版〕』（法律文化社、2012年）448頁～449頁。

⁶ 拙稿「上訴審における『有罪破棄』と『無罪破棄』の違いについて—舞鶴女子高校生殺害事件を素材として（下）」季刊刑事弁護92号（2017年）125頁。

階で「合理的疑い」を払拭することを要求し、それができないのであれば無罪とせざるを得ないということを用意しているように思える。そこで「合理的疑いを超えた証明」の定義に基づき、同最高裁判決の意義について分析した。

近時の学説によると、「合理的疑いを超えた証明」とは、①「直接に知覚できず、媒介（証拠）を通じて間接的に知覚されている」こと、②「偏見なく判断する者すべてが結論に同意する」こと⁷をいうとされる⁸。そうであるとする、有罪破棄の場合、たとえ第一審で証拠に基づき「合理的疑いを超えた証明」がなされたとしても、上訴審で「合理的疑いが残る」と判断されれば、それは偏見なく判断する者ならば誰でも合意する状態には達していないことになる。それゆえ、上訴審で、第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘しなくても、「合理的疑いが残る」ことの指摘があれば、第一審判決を破棄することができる。他方、無罪破棄の場合、いくら上訴審が証拠に基づき「合理的疑いを超えた証明」をしたとしても、第一審が「合理的疑いが残る」と判断している以上、第一審の「合理的疑い」が払拭されたとはいえず、偏見なく判断する者ならば誰でも「合理的疑いを超えた」状態に達しているとはいいがたい。それゆえ、「合理的疑いを超えた証明」といえるためには、上訴審で第一審の「合理的疑い」を払拭する必要があり、上訴審で第一審判決の「論理則・経験則」違反を具体的に指摘し、第一審判決の【無罪仮説】が証拠上導けないことを指摘する必要がある⁹。

以上のことからすると、同最高裁判決は、有罪破棄、無罪破棄に関わらず、上訴審の段階で「合理的疑い」を払拭することを要求し、それができないのであれば無罪とせざるを得ないことを意図していることが分かった。そうであるとする、同最高裁判決は、同最高裁判決が上訴審の事後審性を確認したとする多数説の理解では説明することができない。

4. 以上のようなチョコレート缶事件最高裁判決に関する私見からは、有罪破棄の場合、上訴審が第一審判決に対して「合理的疑い」の指摘ができれば、第一審判決を破棄することが可能と考える。しかしながら、このような私見に対しては、上訴審が有罪破棄をしたこと自体に対する批判¹⁰が存在する¹¹。具体的には、最判平成21年4月14日刑集63巻4号331頁、最判平成23年7月25日判時2132号134頁が、第一審判決、控訴審判決に対し「合理的疑い」を指摘したことに対する批判である。有罪破棄事案を批判する立場は、同最高裁判決の指摘では、『論理的に筋の通った』ものでも『事実によって裏付けられたもの』でもない¹²というのである。そこで、有罪破棄事案を批判する立場の批判が正しいといえるかを検討するために、「合理的疑い」の程度に関する分析をした。

その結果、「合理的疑い」の条件として、以下の条件を示していることが分かった。

⁷ 中川孝博『合理的疑いを超えた証明 刑事裁判における証明基準の機能』（現代人文社、2003年）202頁～203頁。

⁸ 平野龍一『刑事訴訟法』（有斐閣、1958年）189頁では、「合理的疑いを超えた証明」を「道徳的な確実さ」と理解している。このように、従来の「合理的疑いを超えた証明」に関する定義は抽象的であり、それが何を意味するのかは不明確であった。

⁹ 拙稿・前掲注6 126頁。

¹⁰ 後藤弘子「最高裁判所の無罪判例の分析と問題提起—なぜ性犯罪無罪判決を歓迎できないのか」大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』（信山社、2014年）101頁～118頁など。

¹¹ 拙稿「法と心理第17回大会ワークショップ ジェンダーバイアスと冤罪バイアス—事実認定における両バイアス克服の調整を目指して」法と心理17巻1号（2017年）63頁～65頁にて、最判平成21年4月14日刑集63巻4号331頁を題材とした心理実験を行った。同実験では、被験者の有する「ジェンダーバイアス」と同最高裁判決が「被害者が回避行動、逃走行動をとっていないにもかかわらず、糾弾行動に出たのは不自然」と判断したこととの間の相関関係を分析した。その結果、両者の間に有意性はうかがえなかった。

¹² 吉田容子「データからみる性暴力被害の実態—判決で描かれる性暴力被害と実態との乖離」日本弁護士連合会両性の平等に関する委員会編『性暴力被害の実態と刑事裁判』（信山社、2015年）26頁。

<条件1> 証拠あるいは証拠の不存在から【無罪仮説】が導かれていること。

<条件2> 【有罪仮説】について、【無罪仮説】を上回るような「特段の事情」はない。それゆえ、「本件固有の事実」について、【有罪仮説】が【無罪仮説】を上回るものではないこと。

<条件3> <条件1><条件2>を述べたうえで、【有罪仮説】について疑問点を指摘できること。

さらに、第一審判決には「合理的疑い」がないとする最決平成25年10月21日刑集67巻7号755頁を検討したところ、同最高裁決定が「合理的疑い」といえるための十分条件として、<条件1>を要求していることが分かった。<条件1>を「合理的疑い」の十分条件とすることは、裏を返せば、「偏見なく判断する者すべてが結論に同意すること」が「合理的疑いを超えた証明」のための十分条件であるということである。なぜなら、「合理的疑い」を有する者がいるということは、「合理的疑いを超えた」領域が「疑わしい」領域に引き下げられている状態が今なお継続していることを意味するからである。それゆえ、有罪破棄事案はいずれも「合理的疑い」を指摘しており、有罪破棄事案を批判する立場からの批判は成り立たないことが分かった。